

〔倭訓栞前編四〕うぢ 万葉集に、宇治川を氏河と書り、よて八十氏河など屬けり、又是河と書る所あり、前漢地理志にも其事見え、後漢書李雲傳の五氏來備の註に、是と氏と通するよし見えたり、橘氏の祖神梅宮を攝家の人の管領するを是定といふを、西宮記には氏定とあるも同じ義なりといへり、

〔後漢書四十七〕李雲傳

桓帝延熹二年、中略立掖庭民女毫氏爲皇后、數月間、后家封者四人、賞賜巨萬、是時地數震裂、災異

頻降、雲素剛、憂國將危、心不能忍、乃露布上書、移副三府曰、臣聞皇后天下母、德配坤靈、得其人則五

氏來備、不得其人、則地動搖宮、史記曰、庶徵曰雨、曰暘、曰饑、曰風、曰時、五者來備、各以其序、庶草繁廡、是與氏古字通耳、

〔南留別志の辨〕日本書紀に氏上あり、氏長者の起りなり、橘氏にて是定といふは、氏上を音をかり

て書けるならん、

〔段註說文解字十二〕氏亦作是、見夏書禹貢曰、西頃因桓是來、鄭註云、桓是隴阪名、其道般桓旋曲而

上、故曰桓是、今其下民謂阪爲是、絕句謂曲爲桓也、校本誤、今據此則桓是即隴阪、亦可作隴氏、昭々然

矣、古經傳氏與是多通用、大戴禮、昆吾者衛氏也、以下六氏字、皆是之段借、而漢書漢碑段氏爲是、不

可枚數、故知姓氏之字本當作是、段借氏字爲之、人第習而不察耳、姓者統於上者也、氏者別於下者

也、是者分別之詞也、其字本作是、漢碑尙有云、姓某是者、今乃專爲姓氏字、而氏之本義、惟許言之、淺

人以爲新奇之說矣、

〔標註職原抄別記下〕是定とは、橘氏に限ていふ稱にはあらず、いづれの氏にても、その氏族の事

を執行ふ長者の稱なり、康富記寶徳元年十二月十一日の件に云、王氏御申文事、第一親王爲是

定、可被申請也、略中かく王氏にも是定あり、然るを此抄に、橘氏にのみたまへるは、王藤源の

諸氏は、公卿以上の長者ありて、是定宣下の事なき故に、おのづから是定の事に及ばれざるも